

既ニ正金銀行ヲ設立シ直接ニ為換ヲ組ムノ方法
モ直接ニ物品ヲ購求スルノ方法モ設置セリ此三ヶ
條ハ日本ノ全カヲ以テ行ハサルヘカラサルナリ方今
流通紙幣ノ下落モ右三ヶ條ノ働ヲ以テ之ヲ維持
セハ其價格ヲ回復センハ疑ヲ容レサルナリ

諸官省ハ固ヨリ極々節儉セサルヘカラス然レモ官省
ノ定額金ヲ何程節儉セシトテ全國ノ富實ヲ為
サス故ニ其定額金ヲ減縮スルモ右三ヶ條ヲ興起
スルノ目的ニ出サルヘカラス

右三ヶ條ヲ興ス資本金ノ不足額ハ官省定額節
減ヲ以テ補充スルヲ得ヘシ然レモ猶ホ其不足スル
アラハ此三ヶ條ヲ興起スル為ニハ特別ニ國債ヲ募
集スルモ敢テ不可ナル所ナカルヘシ

右三ヶ條ノ活動スルニ至リテハ政府歳入ノ額數大ニ
増加スヘシ茲ニ至レハ諸官省ノ定額ハ紙幣價格ノ
回復ヨリシテ其今日ノ減縮ヲ費ヘサルニ至ルヘシ
故ニ諸官省ハ今日ノ減縮ヲ暫ク勉強セサルヘカラサル
ナリ
諸官省ノ節儉改革ニ付テハ官員四カノ三ヲ減スヘシ
而シテ其免職官員四カノ三ニハ一ヶ年間ハ其月給
ノ半額ヲ給シニヶ年目ニハ三分ノ二ヲ給シ三ヶ年目
ニハ三分ノ一ヲ給スヘシ

右ニ付キ其直接ノ第一ノ功用ハ改革後奉職スル
官吏ハ生涯其官ニ責任ヲ有スルヲ是ナリ第二ハ
免職セシ人ト雖モ其生涯ノ方向ヲ定ムルニ至ルヘキ

右ニ付キ其直接ノ第一ノ功用ハ改革後奉職スル
官吏ハ生涯其官ニ責任ヲ有スルヲ是ナリ第二ハ
免職セシムト雖モ其生涯ノ方向ヲ定ムルニ至ルヘキ
ナリ第三ニ世人官途ノ熱望ヲ絶ツニ至ルヘシ第四
ニ免職官吏ニ金ヲ給スルハ不当ノ如クナレ是
決シテ然ラサルナリ

右ノ如キ非常ノ方法ヲモ断行シテ該銀行ハ興起
セサルヘカラサルナリ此状勢ナルカ故ニ今日條約改正
等ノ為ニ外國ヘ公使領事等ヲ多ク派遣スルノ
時ニ非サルナリ右三ヶ條サヘ充分興起セハ條約改
正ハ自カラ成就スルニ至ルヘキハ**理辨ノ必然ナリ**

第一

正金銀行ノ事

一元金貳千五百萬圓

内

金百萬圓

既整

金四百萬圓

明治十三年中調整

金五百萬圓

明治十四年中調整

金五百萬圓

明治十五年中調整

金五百萬圓

明治十六年中調整

金五百萬圓

明治十三年ヨリ同十六年迄ニ
華族及商民等ヨリ募集高

合計貳千五百萬圓

卅處分方

第一金壹千五百萬圓

合計貳千五百萬圓

此處 分方

第一金壹千五百萬圓

正金銀行ニ於テ直接貿易即チ輸出品為換
高

第二金五百萬圓

内國銀行物産為換即チ正金銀行ノ支店ノ如キ
モノニテ各縣地方ニ在テ製産物仕入資本ノ為メ
其仕入人ニ貸附シ以テ輸出港へ運搬スル迄ノ費ニ
充テ六月ヲ期シテ元利返辦ノ決算ヲ為サシム
ルモノトス

但此補助金各地銀行へ配賦方明治十四年中ニ
百萬圓同十五年中ニ貳百萬圓同十六年中ニ
貳百萬圓

第三金五百萬圓

各縣地方ニ於テ農及工等從來生業トスル所ノ物
品什器ノ製産事アルモ資力缺乏ノ為メ其産業ヲ
盛大ニ為ラ能ハサル者アルハ其事業ノ景況ヲ実
檢シテ正確ト見做シタル者ノ為メハ資本金ヲ
貸附シ以テ其資力ヲ助ケ製産物賣捌高ヲ以テ
其初年ヨリ返辦ノ方途ヲ立シメ五ヶ年ヲ以テ皆濟
ヲ期スルモノトス然レモ其製産物賣捌ノ景況ニ
ヨリテハ或ハ其初年ヨリ返辦ノ算方ヲ立難キ
者アル時ハ其情実ヲ確認酌量シ二年目ヨリ返
辦ノ算方ヲ立シムルノ一アルモ皆濟ハ都テ貸附
ノ年ヨリ五ヶ年ヲ以テ期限ト為スヘシ

但右貸附方明治十四年百萬圓同十五年百五十萬
圓同十六年貳百五十萬圓乃ケ合金五百萬圓ナリ
此銀行ハ紙幣ヲ以テ物産ヲ興シ物産ヲ以テ正金ヲ
得ルニ至ルヘキ銀行ト見做ササルヘカラス

一切外國人ニ金ヲ貸與セサル

此銀行ハ紙幣ヲ以テ物産ヲ興シ物産ヲ以テ正金ヲ得ルニ至ルヘキ銀行ト見做サ、ルヘカラス

一 一切外國人ニ金ヲ貸與セサル

一 一切外國人ノ依頼ニ由テ為換ヲ組マサル

一 金銀ノ為換モ組ムヘシト雖氏專一ニ物産ノ為換ヲ

取組ムヘキ事

一 此ノ「コルレスポンドン」ヲ為スモノハ政測中第一ノ

信用アルモノト取結ハサルヘカラス此事ハ我レヨリ

求ムルカ如キ「ニテ」ハ充ルセズ彼レヨリ求ムニ至ラ

レムヘシ如何トナレハ後來外國債ヲ募集スル如キ

「モアル」ヘケレハナリ

第二

購入品ノ事

購入品ハ一切外國人ヨリ買フヘカラス是レ單ニ輸入品ヲ減スルノミニ非ス併テ貿易ノ推力ヲ日本ニ歸スルノ目的ナリ

今外國品ヲ購求スル「ニ」就テハ總テ大藏省ニテ購求スル「ニ」ナレリ是レ各府縣ニ於テハ然ルヘキ「ナ」レ氏諸官省ニ至リテハ却テ困難ヲ來タスヘケレハ諸官省各自ニ委任ヤサルヘカラス而シテ諸官省ハ方今日日本人ノ政米ニ支店アルモノ「六箇」ノ會社「テ」ト直接ノ取引ヲ為サルヘカラス然レ器械其他政府ト政府ノ取引ニ係カ、ルモノハ大藏省ニテ取扱フベシ又々各府縣ヨリノ注文品ト雖氏成ル文々右六箇ノ會社ニ大藏省ヨリ命シテ購求シ大藏省ヨリ直ニ購求スル「ニ」決シテ為サルヘシ

諸官省ノ買入レ品代價ヲ一ヶ年三百萬圓ト見

做シ之レラ六箇ノ會社ニ分賦スレハ一會社ニ五拾

萬圓ツ、ナリ此五拾萬圓ノ手数料を割ト見做シテ

五萬圓ナリ此五萬圓ヲ以テ政米ニ於ケル此支店ヲ

維持スルヲ得ルニ至ルヘキ事

諸官省各自ニ委任セサルヘカラス而シテ諸官省
ハ方今日日本人ノ政米ニ支店アルモノ(六箇ノ會社)
リト直接ノ取引ヲ為サルヘカラス然シ器械其他
政府ト政府ノ取引ニ係カルモノハ大藏省ニテ
取扱フベシ又タ各府縣ヨリノ注文品ト雖成ル
文々右六箇ノ會社ニ大藏省ヨリ命シテ購求シ
大藏省ヨリ直ニ購求スルヲ決シテ為サルヘシ
諸官省ノ買入レ品代價ヲ一ヶ年三百万圓ト見
做シ之レヲ六箇ノ會社ニ分賦スルハ一會社ニ五拾
万圓ツ、ナリ卅五拾万圓ノ手数料割ト見做シテ
五万圓ナリ卅五万圓ヲ以テ政米ニ於ケル卅支店ヲ
維持スルヲ得ヘシ之レ即ケ官ノ保護ト云フヘシ此ノ
事ヲ會社ニ委任スルニ付テハ政府ト會社トノ間
ニ周密ナル約定ヲ結フベシ約定ノ事甚タ冗長ナル
ヲ以テ今此ニ贅セヌ

第三

輸出委託品ノ事

各府縣ヨリ輸出品ノ為換ハ正金銀行ヨリ為スヘシ
賣捌方ハ本人ノ望ミニ依リテ六會社ヘ依頼スヘシ
委託品ノ為換金ハ期限通り彼ノ地ノ銀行ヘ
納拂スヘシ但シ品物ト時節トニ由リ納拂期限
ノ長短アルヘシ

明治十三年六月廿一日

前田正名